

大澤正昭著

唐宋時代の家族・婚姻・女性

——婦は強く——

大島 立子

本書の著者大澤正昭氏は、明版の『名公書判清明集』（以下『清明集』と略稱す）が発見されてから、これを史料として数多くの研究を發表してきたばかりでなく、譯註にも力を盡くして來ている。その結果、傳統中國の社會のあらたな面が引き出され、我々は南宋時代の日常的な生活の場面、行動・思考様式を多く知ることになった。また氏はそのような社會に國家がどのように關與してきたか、あるいは社會にとって國家はどのような存在かを分析してきている。著者が中心になつて先にまとめられた『主張する（愚民）たち 傳統中國の紛争と解決法』（角川書店、一九九六年）はその研究成果のひとつである。本書は、その後の八年間に發表された唐宋時代における家族の分析と國家の性格に關する研究を集めたものである。いずれの論文も女性の行動に視點を當てているために女性の有り様を示すいわゆる「女性史」の一環と見なされるかも知れず、また本書の標題はその印象を與えるものである。しかし著者が「あとがき」で、傳統的な中國の農業經營の中核である家族の形態を明らかにするために研究をしている

というように、この標題の中にある「家族」の方に重點をおき、唐宋時代の家族の形態及びそこから導き出された國家の性格を論じたものである。

著者が『清明集』を中心に明らかにしてきた「活躍」する女性自己表現する女性の存在をどう解釋することができるといことが、本書の直接の課題であると理解する。中國の家族というと家父長制であり、大家族であると語られてきたが、實のところそれについて實態をしつかり把握しきれていない（本書六頁、以下同じ）とし、あらためてそれがどういうものであったのかを解明するために、家族の形態を構造的（口數や世代）、構成している家族員相互の心の持ち方（氏の言う心性はこの意か）から分析した。その結果、唐宋時代は小家族の形態が多かったことを明らかにし、宗族の各「家族」への介入が弱かったこと、そのような社會構造の中で社會秩序を維持するためには國家の役割が必要とされたことを言う。そしてこのような家族構成が、女性の「活躍」する場をつくつたと分析している。

本書では『清明集』のほかに主として小説類を史料として使用しているところに、手法としての特徴が見られる。小説類をも史料として使用すべきであると思ひながらも、そこに表されている狀況が時代性をあらわしているものか、あるいはある時代の特的な事象に過ぎないのか、あるいは教化の意味合い（反面教師としても）をもって書かれたものかなど検討すべきことが多く、利用することを躊躇しがちである。ここで使われた小説の記事を數量化し、比較するという方法は參考にあたいする。

次に、各章の論點をまとめ、論評してゆきたい。

「序章 遺産のゆくえ——女性財産権問題から」では、久しく論争點となつてゐる『清明集』に見られるいわゆる女子分法は、南宋では有効な法として機能していたとする。その前提に立つと當時の社會は男性原理が萬能であつたとは言い難く、そのことは「活躍」する女性が存在することに表れており、社會における「女性の存在の重み」（三七頁）を考えざるを得ないとし、以下の論考の導入としている。

まず、女子分法論争の問題の所在を明らかにした。それは、仁井田陞、滋賀秀三兩氏のような基本法との矛盾から中國の法のあり方を問う論争と、女子への財産相續權とそれに伴つて生じる家族内での女子の權利、あるいは社會的な地位を検討する上でのキー・ワードとして扱われる論考の二つに分けて整理している。

氏は、『清明集』から見る限り女子分法は在地社會の特殊事情をふまえた單行指令であり、「法としての存在には信憑性がある」と結論づけた。このことは南宋時代に基本原理に基づく家族法とそれと矛盾した特別法が共存していたことになるが、その矛盾は「人情」原則とする裁判によつて乗り越えられたという。このような裁判のやり方は、數年で交代する官僚が在地の胥吏と折衝しながら實務を進める上で必要でもあつたとする（三二頁）。明言しているわけではないが、このように父の財産を相續する權利が認められていたことが「活躍」する女性が存在した一因と解釋していると推察する。

氏は、「女子分法は男子による繼承問題を片づけるために必要な法令であつた。」（三六頁）と言われるが、いささか抽象的な表現のために私には意味するところを十分に理解できない。イデオ

ロギーは社會の要請を反映したものであるとはいえ、一方で理想論でもあり、また國家の支配のための道具でもあつた。それとは別に地域社會が何らかの秩序維持などのために生み出した法があり、女子分法もその一つと理解することは單純すぎるのであろうか。

また、國家と庶民社會の中間に在る「中間層」の財産、承繼問題に國家が裁判と言う形で関わっているのは、宗族内に紛争を自律的に解決する能力が不足していたためと論じている（三六頁）。しかしこれらの裁判の多くは多少とも二つの宗族間に關わるものであつた。このことも考慮して解釋すべきではないか。

「一章 婦は強く——唐宋時代の婚姻と家族」では、『清明集』にみる儒教的イデオロギーに反する妻の行動をいかに歴史的に位置づけるかを、主に婚姻關係から明らかにしたものである。唐代と宋代における家族の結合を比較し、唐代では婚姻關係のおおらかさ、素朴さ（貞節觀念のうすさ）が見られ、また「妻族」が夫や夫族に對しても對等にあるいはそれ以上に影響を與えていたことを明らかにした。また宋代になると唐代の様な素朴さはないが、一方では夫婦・親子を主體とする家族の結合が深まったと見る。

これらについて、家族構成員の核になる夫婦の離婚と再婚問題また戀愛事情及び親子關係を心の動き、よつてたつ心理的面から分析しているのは新鮮であり、中國史研究においても今後このような手法はさらに取りいれられるようになるであらう。ともあれ、ここでは同じ「活躍」する女性でもその性格、それを生み出す背景が、唐代と宋代では異なることを示した。

本章でもまず『清明集』を取り上げ、離婚、再婚に觸れる記事を整理し、女性の再婚が多かったこと、再婚先に亡夫の子供を連れて行き、時には彼等の姓を再婚先の夫のものに變えることもあったことをあげ、その数の統計をとっている。また男児の場合はいずれも連れて再婚しているが、女児の場合は連れ子としないで婚家に置いてゆくことも多いという。以上から父系原理が弱かったこと、宗族相互の結合の弱さを指摘した(五〇頁)。しかし婚家に残された女児は宗族が扶養したと考えられる。そうであれば宗族相互の結合の弱さとはかりいえず、宗族あるいは夫族と妻との親密度も検討すべきであろう。また女子の場合には何故置いてゆかれたのか、背景にある経済的な状況、経済的に弱者であるような人々にとって宗族がどのように存在していたのかなど考えるべきことは多い。なお女児を連れ子したものは一例、置いていった例は二例と絶対数が少なく、これだけでは連れ子について男児か女児かを比較する事は難しいのではないか。

ついで小説『太平廣記』を中心に、隋唐時代の女性が内外で活躍する様、妻族の夫婦への関わり、戀愛事情を紹介し、唐代では、女性に生活力があり、妻族が夫へ多大な影響力を持ち、婚姻関係は緩やかであったという。「活躍」する女性を支えている妻族の存在があつたことを示した。また女性に生活力があつたこともいう。それを示すものとして何人かの女性に貢がせている男の話(六〇頁)をあげているが、これは必ずしも當を得ているとは思われない。この史料は確かに女性が外で働いていたことを表しているが、それがどの程度の経済力であつたのかははかれないからである。見方を變えれば、女性が一人では家族を養えないこと

を示すともいえよう。

貞節觀の緩さを女性の地位の高さに歸することは短絡であるとする(七〇頁)氏の考えはもつともである。確かに女性に強い貞節は女性と男性の地位の差をはかる鍵になる。しかし貞節を守るべきか否か、一人でいたいのか否かを選択する餘裕もなく、再婚をしなければ経済上立ちゆかない女性は多かつたはずである。

私は唐宋時代の史料をほとんど目にしていないが、それでも例えば、正史の列女傳などの比較から唐宋の家族の相違について氏が述べたと同じような印象を持っている。すなわち女性のある種の奔放さが宋代に減少した理由は、妻族と夫族との關係の變化、あるいはいわゆる貴族的な名家がなくなつた宋代では個人の婚姻に對して關與するような宗族のありようが變化したためではないかと感じている。それ故に氏が唐代の女性、婚姻關係について言うことに異論はない。しかし著者が使つた史料からはそれを納得させにくいものもある。例えば、婚姻關係の緩さを示す例として舉げた胡餅賣り(彼を胡人とすることはよいが、紹介している史料の註にある原文からはわかるが、譯からはそれは窺えない)の妻の件(七八頁)にしても、著者も觸れてもいるように、貧者が高く妻を賣る話として捉える方が自然ではないだろうか。

また宋代になると、妻族としてよりも、妻の両親が娘夫婦の家に口出しするようになると言うが、史料が擧がっていないので検討できない。氏は今後明らかにすると言う(八四頁)が、「活躍」する女性の行動の背景として、唐代では妻族の存在との關連で言っている以上、それとの相違(或いは對比)を明らかにするため、宋代についても嫁入り後の娘の婚家に口出す史料を擧げるこ

とは不可缺であろう。またこの相違はなにを意味しているかの解説もほしい。

唐代の小説には、宋代のように親子関係と夫婦関係が一體となった風景が語られてなく、それは家族としての結合體が弱かったためと氏は見ている。また文章作家に家族という意識がなかったことを示すとも見ている（八三頁）。作者の意識からの分析はおもしろく、この點からの一層の追及が待たれる。

「二章 嫉妬する妻たち——夫婦關係の變容」では、家族集團の結合關係を見るために、妻の嫉妬と言う内面的な「心性」を、南北朝から宋代へと長期的に検討している。嫉妬の性格が南北朝、唐代、宋代の三時代に區分されることを示し、そこから家族のあり方あるいは妻の立場の變化を見ている。

南北朝時代の北方では、鮮卑族の傳統を引き継ぎ、支配階級では一夫一妻制であり、南方では漢族の一夫一妻多妾制であったという相違はあるものの、ともに嫉妬という手段を講じて、妻はその地位を脅かす競争相手を排除していた。しかも嫉妬という手法は女工のひとつといわれるほど認められており、そのことは夫と妻が對等であった事の證左と見る。この時期の嫉妬として上げられているものの多くは、皇妃や公主及び官僚の妻などであり、その情報は主として正史に見られるものであるという。しかし唐代になると、同じく嫉妬に關する逸話に事缺かないが、正史ではなく野史や筆記小説に表れ、話の内容も妻に怯える恐妻家の夫を笑う者にするような視點になっていることが多い。それは父系制度のイデオロギーが復活し、夫の地位が優位になったためと見る。

嫉妬する妻がどのような場面で表されていたか、すなわち正史であるか野史か小説類での笑い話かという史料の性格の検討に私は關心を持った。それは官僚の妻の妬心をどのように國家や庶民感情が扱っていたかを示すからである。

更に、宋代になると小家族が成立し、妻妾の別が明確になり、家族制度のイデオロギーの浸透とともに、正妻の地位が保障された。その結果、嫉妬の自由がなくなったという。「妬婦」は公認されなくなり、徐々に表舞臺から去った。そのことは女性が抑壓される時代へと移っていったことを示しているとする。

宋代が小家族の實質的な成立の時代であることを、女あるいは妻の嫉妬という行動及びそれに對する抑壓の關係をもつて分析していることは興味深い。嫉妬心を持たざるを得ないような環境や、嫉妬ができるか否かは對象と主體のある種の力關係を表すからである。しかしその分析には納得いかなところも若干ある。確かに儒教的な家族制度のイデオロギーは妻の嫉妬という行動を抑壓するであろう。しかし著者がいう夫妻を核として子供との二世代の小家族であればこそ夫と妻の關係は純粹に兩者の力關係で成り立ち易く、嫉妬の感情を表現する機會も多かったとも解釋できるのではないか。イデオロギーの浸透からだけでなく、「心性」との關係を含め多角的に一考する必要がある。次章で、小家族であるがゆえに夫亡き後、妻の行動を規制するものが増えた（一九六頁）といっていることと矛盾していないか。宋代に妬婦の記事が少なくなったのは、禮教の精神から妻妾の分をわきまえさせられたと同時に、婚姻關係が嚴格になり、妻の座が確定し、簡単に妻の座が替えられる狀況が減少した結果とも考えられない

か。また小家族が大勢を占めていると言うことは経済的な基盤が小さく、妻以外に妾を持つゆとりがないことを示しているにもつながろう。

妻の嫉妬心を抑えることができなかった官僚に對する處置について、宋代では國家が家族の問題までも介入したとするが、多くの例は嫉妬そのものを處罰しているのではなく、それにより夫が不祥事を起こしたからであるともいう。同じことは唐代の阮崇の妻閻氏についての例（三頁）に見られる。國家の對應にどのような相違があったのか私にはわからない。

なお北方民族の風習について知るところは少ないが、妻家での勞働をし、その後正式の婚姻をし、夫の家に戻ると言うことが、妻の家の主導力を示し、さらにそれが一夫一妻制の根據となる（一一七頁）といえるのであろうか。北方民族といってもいろいろである。しかし漢族のものと性格を異にしているとはいえ、多くは正妻のほかにも妻がいたと私は理解している。

「三章」「五口の家」とその變容——家族規模と構成の變化——では、唐代については小説『太平廣記』、宋代については『夷堅志』から、家族構成（總數・子の數・親の數・世代など）の員數、男兒と女兒の數の比率、家族（世帯）の中の非血縁者や傍系親族の有無を分析し、唐代と宋代の家族の規模と構成員數などの普遍的な面と變化を述べた。

唐宋時代ともに一家あたりの平均口數は五口であったが、上級階層と庶民階層の構成員數は上級階層のほうが若干多かった。また宋代になると上級階層の家族員數、子供の數は減少し、一方子

のいない庶民層が減少した。しかし上級階層と庶民階層の家族數の比率は唐・宋間において變わらない。また兩時代とも、また上級階層、庶民階層を問わず、子供の男女の比率は大きく離れ、女子が少ないことが目立つ。その上、宋代の上級階層は男女の子の數の差が大きくなった。宋代に傍系家族が同居する例は減少する一方、妾や養子が増加し、庶民階層には養子、上流階層には妾が多く、血縁による承繼を強化するイデオロギーの廣がりを見わけるといえる。宋代と唐代の間に、上流階層と言われるような官吏を出す家や富裕層と言われる家の性格に變化を來していること、及び宋代の庶民階層が經濟的に上昇したことを示した。

『太平廣記』『夷堅志』にはともに多くの家族が登場する。數値からある傾向を読み取ることができるとを否定しない。ただ、危惧されるのは小説の中の場面はある限定された状況を表すために書かれている。同居家族、經濟基盤を一にしていたものの全體を著しているのであらうか。例えば、『太平廣記』の卷六十五に見る姚氏三子についてみれば、話題の中心が不肖の子供達（外甥をも含む）であるためにほかの家族についてどこまで言及されているか確認することはできないのではないか。また官僚の任地での話の場合も、臨時的に小家族になっていると解釋することもできる。それ故に唐代においても官僚や富裕層の記事から非血縁や傍系家族の例が少ないのではないか。また唐代の上級階層に老人が少ないと言うが、それは老人であることを示す時とはかく生活面での不自由さを示す場面が多いからではないか。富裕層が話題になっているときにはわざわざ老人であることを示す必要がなかったこともその一因ではないか。即ち上級階層の記事に表れる家

族は庶民のものと簡単に同じに扱えないように思える。唐代に比べ、宋代になると階層の格差が少なくなったことを示すためには、これらの點を厳密に分析し、検討する必要がある。ただここから少なくとも日常的な生活の單位は、上級階層や富裕層でも小家族であったことが窺える。

女性の再婚が男性よりも多いのは、女の数が少なかったこと、また小家族であれば、夫の死後、妻の行動を規制する者がいないことの結果であると解釋している。つまり小家族では夫亡き後、家父長が不在になるからである。女がひとりて生活してゆくことの困難さは考慮する必要はないであろうか。いずれにしろ五口の家では家父長の権限や宗族の結合を推測することは困難であることは確かである。

戸籍からは現實に同居をしているのか、あるいは同じ經營基盤に立っている家族かは必ずしもわからない（一五二頁）ことは事實である。著者の目的とするところが、前述した「あとがき」にあるように、經營基盤としての家族の形態であり、同居していることに視點を當てての分析であることを承知の上で敢えて言えば、家族經營としては獨立していても、同じ戸籍をもつ意味、家族の背景にある宗族についての検討も必要ではあるまいか。

なお上級階級、庶民階級と言う用語の使い方には曖昧さがつきまとう。

「第四章 衰退する家族——『名公書判清明集』の場合」では、『清明集』の記事から、前章と同じ作業をし、一家族の構成員の變遷を分析し、人数が減ってゆく状況（氏はそれを家族の衰退と

いう）を示した。

一 家族の員數や夫婦と子供の數の比率など多くの項目について、『清明集』からも前章で小説類から見たのとはほぼ同じ結果がみられたことを示した。特徴としては妻妾同居家族は少なく、また妻がなく、妾がいることであり、前代からの一夫一妻の制度がまだ有効であったとする（二二二頁）。妻がいなくて、妾を入れ、妾が實質上の妻であることがみられる。妻と妾は制度上、契約上、全く異なる範疇のものだが、實質の生活においては夫の唯一の配偶者であった。『清明集』は判例であるために、妻か妾かを契約上の正式な名稱で表し、實質上は妻であつても公的には妾であつたので、述べられたような現象が見られたのであろう。また制度として一夫一妻多妾制があつたとしてもそれを可能にする經濟力を持つものが少なかったことを意味しているとも解釋できないであらうか。

確かに、本章での『清明集』の記事の統計作業からは、家族數の衰退を見取ることができる。しかし著者が判決關係資料という性格が數値に表れるとはかで言われる（二二四頁）ように、ここでも同じ事が言えるのではないか。つまりこれらの訴訟は家族の移動、とりわけ承繼者の死に關わっておきたもののために、家族の員數の衰退が顯著になっていると私には見える。生よりも死についての記事が多いのもその關係である。従つて、袁采のいう「三〇年も續く宦族はすくない」という言辭の證明とはならないであらう。だいたいこの袁采のことは代々官僚を續けることが困難であることを言っているのであり、家族の員數を問題にしていると解釋することに無理があるのではないか。

「終章 むち打つ者と打たれる者——家族から世帯へ」では、家族内の尊卑の關係を「むち打つ」という具體的な行動から明らかにしている。本章でも『太平廣記』と『夷堅志』によつて唐宋時代の家父長の權限を比較している。ここでは非血縁の僕、雇用人（用語の分析もしている）を含んだ世帯も對象とした。唐代に比べ宋代では主人の家に對して隸屬の度合が少なく、雇用契約を結んだ者が増加していた。そのことは「むち打たれる」非血縁者に男性が少なくなったことにも反映されているという。また彼ら及び家族に對する「むち打つ」主體は家父長である主人、夫よりも女主人、妻が多くなつたことを指摘し、それは「主人の世帯に對する監督權の相對的な弱화와妻の權限の強化」と解釋する。また家族内ではそのほかに兄の弟に對するむち打ちも見られ、それについても家族内における家父長の權限の低下を示すという。それ故に家族内のもめ事を裁判と言う國家の調停に委ねるようになったとする。しかし國家の側は家族（世帯）内への介入は消極的で、むしろ家父長的な權限の缺如から調停不能となつた社會の側がそれを要請しているという。しかし一方で、唐代の『太平廣記』にも、家族のもめ事の調停を裁判に委ねることがあり、兩時代の相違とするためには検討が不十分ではなからうか。

世帯内での家父長の權限を検討する上で、家父長或いは主人がどのように鞭を打つことができるから見ることは家族内の心性を知るための一つの觀點として卓見である。しかし氏のいう唐、宋の變化についての分析には納得できないところもある。例えば、先に紹介した夫よりも妻が「むち打ち」の主體となっていることをもつて、直ちに妻の權限の強化という解釋をしている（二五六

頁）ことである。強化であつたとしても、家父長の權限の委譲という視點よりも夫と妻の一體化あるいは夫の代理としての妻という解釋からも検討できないであらうか。

以上、各章ごとの要點を述べ、若干の疑問點をあげてみた。最後に本書の位置づけについて觸れておきたい。

日本において仁井田陞、滋賀秀三兩氏によつて家族についての研究が早くよりなされてきた。とりわけ滋賀秀三氏の『中國家族法の原理』（創元社、一九六七年）が與えた影響は大きい。そこで述べられている家族のあり方はあくまでも儒教的倫理のもとに築かれた原理であり、すべての家族がこの原理に則っていたわけでないことを知つてはいても、傳統的な漢族家族の典型とされてきた。そして事實でもあつた。だからこそ毛澤東をはじめとして近現代における改革運動家は、目的のひとつとして家族のしがらみからの解放をあげていたのである。近年、宋代については明版の『清明集』、明代以降にあつては多くの判牘文や條例があらたに紹介され、利用されており、傳統的な中國社會についての研究が新しい局面に入つて久しい。新しい史料の發見や史料の新しい讀替が行われるようになり、家父長制と大家族制に矛盾し、それが否定されるような現象が發掘され、また儒教的な倫理觀とは相容れない行動が紹介されてきた。しかしこれは問題提起になつたが、史料紹介にとどまり、背景にある要因は何かという検討がされないことも多い。私を含め、おおかたは儒教的な倫理觀や理想像の存在を前提とし、それに即して解釋してきたように思われる。一方、古くから中國の家族の構成員數はおおかた五口であつ

たことは知られてきた。それでも大家族のイメージは覆ることはなかった。本書はそのような事象を真正面から捉え、家族の構造・規模に視点をあて、家父長制や大家族の存在の有無を實證的に再検討し、傳統的な漢族の家族が、従来言われてきたような家父長制や大家族と必ずしも一致していなかったことを示し、「活躍」する女、「もの言う」女が出現した背景を明らかにした。この功績は極めて大きい。

しかし近年再び脚光を浴びている宗族制度との関係を言及していないことは残念である。『清明集』には宗族によつての調停が一旦はなされようとした面も見える。家族経営の核としては小家族であったかもしれないが、そのことがそれを覆う宗族（あるいは親族と言うほどの小規模なものかも知れない）の各小家族への権限が弱かったことにはならない。特に現象としての「活躍」する女性と儒學的なイデオロギーの浸透との関係を検討するとき

に、宗族についてもあわせて考察する必要がある。

小家族の集合としての社會であるために、調停者としての國家の社會に對する支配力が必要であつたとする著者の國家觀に與することはできない。著者も言われるように、宋代の法には地域に合わせた單行指令があつたと言うことは、地域社會にすでにある秩序組織を國家は崩さないような配慮を持つており、それは國家による地域社會の組織に對する歩みよりも取れ、國家による支配を強調することのためにためらいを感じるからである。しかし本書によつて小家族が大勢を占めていた社會であることを前提に傳統中國の家族、地域社會の構造をあらためて構築しなおすべきであることを知らされた。今後の課題としたい。

二〇〇五年四月 東京 明石書店

B六判 二八二頁 二五〇〇圓